

## ○取組区分と補助内容について

(令和8年度中山町有害鳥獣被害対策事業費補助金交付要綱別表より)

区分	補助対象者	補助対象経費	補助額
1 鳥獣用 侵入防止柵 設置事業	町内に住所を有する ①販売農家 ②①以外の者	補助対象事業に要 する経費	補助対象者のうち、 ①は補助対象経費の 3分の2以内 ただし、300千円 を上限とする。 ②は補助対象経費の 2分の1以内 ただし、200千円 を上限とする。
2 狩猟免 許新規取得 事業	町内に住所を有する又 は町内に勤務する65 歳以下の者。ただし、 わな猟免許については 70歳以下の者で、新 規に狩猟免許を取得 し、取得後は実施隊に 入隊し、有害鳥獣捕獲 活動に積極的に従事す ることができる者	下記免許の取得に 係る経費及び銃砲 所持許可に係る経 費 (1)第一種銃猟免許 (2)わな猟免許	補助対象経費の全額
3 猟銃等 新規取得事 業	町内に住所を有する又 は町内に勤務する65 歳以下の者。狩猟免許 を所持しており、実施 隊に入隊し、有害鳥獣 捕獲活動に積極的に従 事することができる者	有害鳥獣捕獲活動 に必要な次に掲げ る物品の購入に要 した経費 (1)銃器 (2)銃保管庫 (3)装弾保管庫	補助対象経費の2分 の1以内

<p>4 不要果 樹伐採事業</p>	<p>自治会又は個人</p>	<p>それぞれの事業の実施に直接必要な次の経費  (1)機械等の賃借料、消耗品、燃料等に係る経費  (2)日当等。日当等の額は、地域で一般的に適用されている</p>	<p>補助対象経費の3分の2に相当する額  (その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)  ただし、伐採本数1本あたり40千円を上限とする。</p>
<p>5 藪刈払 事業</p>	<p>自治会</p>	<p>類似作業の労務単価を参考にすること。  (3)刈り払った草や伐採した樹木の処分に係る経費  (4)委託に係る経費  (5)前各号に掲げる経費のほか、知事が特に認める経費</p>	<p>補助対象経費の全額  ただし、150千円を上限とする。</p>